

エフエムさいき による「名義後援」について

エフエムさいきでは、佐伯市内で開催されるイベントのご案内を、佐伯市が元気になり、さらに市民活動が活発化してほしいという願いを込めて、イベントの「名義後援」を行っております。エフエムさいきに「名義後援」希望される場合は、以下の内容をご確認、ご了承のうえ、申請をお願い致します。

「名義後援」を申請して頂くと

- エフエムさいき 情報番組内（生放送）で、イベント情報（イベント名、開催日時、会場、問合せ先等）を告知いたします。（放送の都合上、有料広告が優先となります、放送日時のお約束・指定はできません。）
- エフエムさいきホームページ「後援イベント情報」で、イベント情報（イベント名、開催日時、会場、問合せ先等）を掲載いたします。

「名義後援」の申請方法について

1. 申請により、ポスター、チラシなどの印刷物にエフエムさいきの後援を得ていることを表示できます。名義使用の際は、「エフエムさいき」の表記をお願いいたします。
※当社ロゴが必要な際は、お申し付けください。
2. 後援を承認した事業については、ポスター等の掲示希望があれば、社内に可能な期間で掲示いたします。
3. イベントの概要、チラシ（前年度分などあれば）等を添付してください。
入場料など、利益が見込まれるイベントについては、幅広い事業の集客や告知に当社スポットCM（ラジオCM）等の有料広告もご利用ください。
4. 申請書に必要事項をご記入いただき、添付書類とともに申請をお願いいたします。
■郵送：（〒876-0833 佐伯市池船町 21-5 エフエムさいき 後援申請係）
■直接お持ち頂く場合：上記住所で受付（平日 8：00～18：30 ※土日は不可）
5. 後援承認書が必要な場合は、返信先記入済み封筒に切手を貼り、申請書・添付書類とともに郵送してください。印刷物等で使用頂く名義は「後援 エフエムさいき」です。
申請書受付後、3日～10日程度でご連絡を差し上げますが、お早めに申請をお願いいたします。回答をお急ぎの方は、下記までお問合せください。

「後援」についてのお願い

- ① 政治活動や宗教活動に偏りがあるもの、事業の趣旨、内容、運営が不鮮明なものなど、そのほか弊社が後援事業としてふさわしくないと判断したものは、「名義後援」を承認しない場合があります。
- ② 「名義後援」承認した事業により生じたトラブル・事故・損害補償などの全責任は申請者が負うこととし、エフエムさいきは一切の責任を負いません。
- ③ 「名義後援」にともなう事業経費の負担はいたしません。
- ④ 「名義後援」を承認したイベントでも、弊社が適当でないと判断した場合は、承認を取り消す場合があります。
- ⑤ イベントの内容を変更、または中止した場合は、弊社までご連絡ください。ご連絡がないまま、事実と違う内容の情報発信がされたために発生したトラブル・事故などの責任は、弊社は負いません。
- ⑥ 後援の承認は、取材、番組出演のお約束をするものではありません。番組内で告知される場合は、別途、ご相談ください。(有料広告等もご検討ください)
- ⑦ 使用名義は「後援」です。「協賛」「協力」等の名義ではご利用いただけません。
- ⑧ その他、記載していない事項につきましては、弊社までご相談ください。

エフエムさいき への有料広告(ラジオ CM・スタジオ PR)のお願い

■「名義後援」は無料ですが、より情報を伝えるためには、ラジオ CM・スタジオ PR が有効です。30 秒 CM×20 本 20,000 円～(制作費込・税別) ご利用いただけます。放送日、時間も指定でき効果的に PR できます。ぜひ、ご利用ください。その他、各種広告、番組制作をご提案いたします、お気軽にお問合せください。

宛先・お問合せ

〒876-0833 大分県佐伯市池船町 21-5

さいき市民放送株式会社 エフエムさいき 名義後援係宛

TEL 0972-22-0763 / E-Mail: mail@saiki763.fm(月～金 午前 8 時～午後 6 時半)